

空気調和機（エアコン等）の取替えに対する費用補助制度 （一部改正を含む）のお知らせ

宮崎市では、宮崎空港周辺における国の制度に基づく建物の防音工事や前回の更新工事で設置された空気調和機器（エアコンや換気扇）が長期の使用により所要の機能を失った場合、新たな空気調和機器に取替えるための機器購入及び設置費用の一部を補助しています。

なお、更新工事③の制度創設から10年が経過したことから、新たに更新工事④を開始します。

補助の条件

防音工事や前回の更新工事で設置後、宮崎市が実施した工事完了検査の日から起算して10年以上が経過し、著しい機能低下や故障による動作不良等により、所要の機能が失われた場合にのみ対象となります。また、換気扇の設置は必須となります。

補助の概要

更新工事の補助額は1台あたりの総事業費から、国が定める方法により算出した額となります。補助の対象とならない工事費（化粧カバー代や壁の補修費等）や上限となる基準額を超える金額については、申込者の負担となります。また、工事区分及び居住人数等によって対象となる機器の台数が決められています。

冷暖房機（エアコン）更新庫標準工事における補助割合

	更新工事区分	基準額以下	
更新工事未実施	更新工事①	工事費の70%	現在の居住人数まで
	更新工事②	工事費の65%	
	更新工事③	工事費の60%	現在の居住人数から－1台まで
	更新工事④ （新設）	工事費の60%	現在の居住人数から－1台まで （ただし、単身は1台）
告示日後	更新工事①	工事費の65%	現在の居住人数まで
	更新工事②	工事費の60%	
	更新工事③ （新設）	工事費の60%	現在の居住人数から－1台まで （ただし、単身は1台）
換気装置 （レンジ用換気装置を含む）	更新工事 ①～④	工事費の50%	現在の居住人数＋1台まで

※上記はいずれも防音工事で設置した台数が上限となり、また工事区分によって更新台数に制限があります

その他参考事項

- 対象機器は、防音工事が施工されている部屋に設置されているエアコン等になります。
- 借家や相続登記を行っていない場合、取替えたエアコンは当該住宅の付属物となるため、登記の家屋所有者に引き渡すこととなります。
- 換気装置はエアコンと同時に取替えることが原則ですが、省略することができます。ただし、エアコンを省略し、換気扇のみを取り換えることはできません。
- 補助を希望する場合は、機器を設置する前に申込みが必要です。設置後の申込みは対象になりません。

※その他、ご不明な点は下記の環境政策課へお問い合わせください。

お問い合わせ先 宮崎市役所 第二庁舎4階 環境部 環境政策課 管理係 電話：0985 - 21 - 1761
